

入札参加資格審査に関する運用基準

(平成6年3月30日監－1781)

第2条関係

第2条第3項に規定する追加の審査は、入札参加資格を取得していない者又は工種について行うものとする。この場合、審査済の工種の完成工事高を追加の工種の完成工事高として分割分類することはできないものとする。

第3条関係

(1) 客観的評価事項について

審査項目及びその基準は、建設業法第27条の23第3項に基づき、国土交通大臣が定める事項を準用するものとする。

(2) 発注者別評価事項について

(イ) 有資格技術者の保有状況とは、一定の資格を有する技術者の人数の状況をいい、技術者資格及び人数は別表1によるものとする。

(ロ) 施工実績とは工事種類別施工実績及び元請施工実績をいい、工事種類別施工実績は工事種類別完成工事高（2箇年又は3箇年。以下同じ。）の平均額をいい、元請施工実績とは、審査基準日前2箇年内における一元請工事の最高額をいう。

(ハ) 自己資本額とは客観的事項における審査基準日現在の自己資本額をいう。

(ニ) 工事成績とは、秋田県工事成績評定要領に基づく工事成績評定点数及び努力要請の指導状況並びに秋田県優良工事表彰要綱、秋田県優良工事地域振興局長表彰要領に基づく状況をいう。

(ホ) 納税の状況とは、県税全般にわたる納税状況をいう。

(ヘ) 指名停止の状況とは、秋田県建設工事指名停止基準による有資格業者の指名停止状況をいう。

(ト) 営業内容とは、無資格業者に対する建設業法による監督処分の状況又は有資格業者に対する県の格付の取消措置の状況をいう。

(チ) 工種別の技術職員数とは、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の審査結果通知書における各工種ごとの技術職員数（同一人が3工種以上の資格を有し、

かつ加点されなかった工種の１級又は２級技術者の資格がある場合における当該工種ごとの技術職員数を含む。)をいう。

(リ) 社会的要請への対応の状況とは、障害者の雇用状況をいい、障害者の雇用状況とは身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者の人数の状況をいう。

(ヌ) 地域貢献活動の実施状況とは、秋田県内において行われた自主的な活動のうち、災害対応活動、除雪活動その他地域の安全・安心なまちづくりに寄与する活動等の状況をいう。

(ル) 社会保険等の加入の状況とは、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入状況及び納入状況をいう。

(ヲ) 人材の確保・育成の状況とは、男女共同参画への取組状況、未就業者の職業体験への取組状況及び若年者を常時雇用として採用している人数の状況をいい、男女共同参画への取組状況とは、男女共同参画職場づくり事業（次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第１２条第１項又は第３項の規定による一般事業主行動計画の届出、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第８条第１項又は第７項の規定による一般事業主行動計画の届出、女性の登用等の状況を内容として次世代・女性活躍支援課が実施する男女がともに働きやすい職場の環境を整備することにより男女共同参画を促進するための事業をいう。）における認定の状況をいう。

（平成１５年３月２８日建管－２７９５ 一部改正（平成１５年４月１日から施行））

（平成１６年４月５日建管－６３ 一部改正（平成１６年４月５日から施行））

（平成１８年３月１０日建管－２４０２ 一部改正（平成１８年３月１０日から施行））

附 則

この改正による改正後の規定は、平成１９年５月１日から適用する入札参加資格に係る審査について適用するものとし、適用日前に行う審査についてはなお従前の例によるものとする。

（平成１９年４月２７日建管－３６８ 一部改正（平成１９年５月１日から施行））

（平成２０年６月６日建管－７１８ 一部改正（平成２０年６月６日から施行））

附 則

この改正による改正後の規定は、平成 21 年 5 月 1 日から適用する入札参加資格に係る審査について適用するものとし、適用期日前に行う審査については、なお従前の例による。

(平成 21 年 4 月 28 日建管－318 一部改正 (平成 21 年 5 月 1 日から施行))

(平成 22 年 4 月 28 日建管－388 一部改正 (平成 22 年 4 月 28 日から施行))

この改正による改正後の規定は、平成 23 年 5 月 1 日から適用する入札参加資格に係る審査について適用するものとし、適用期日前に行う審査については、なお従前の例による。

(平成 24 年 3 月 28 日建管－2347 一部改正 (平成 24 年 4 月 1 日から施行))

この改正による改正後の規定は、平成 25 年 5 月 1 日から適用する入札参加資格に係る審査について適用するものとし、適用期日前に行う審査については、なお従前の例による。

(平成 26 年 2 月 14 日建政－1832 一部改正 (平成 26 年 2 月 14 日から施行))

この改正による改正後の第 3 条関係 (2) (ロ) の規定は、平成 27 年 5 月 1 日から適用する入札参加資格に係る審査について適用するものとし、適用期日前に行う審査については、なお従前の例による。

(平成 28 年 2 月 18 日建政－1551 一部改正 (平成 28 年 2 月 18 日から施行))

この改正による改正後の第 3 条関係 (2) の規定は、平成 29 年 5 月 1 日から適用する入札参加資格に係る審査について適用するものとし、適用期日前に行う審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成 30 年 2 月 2 日建政－1270)

(施行期日)

1 この通知は、平成 30 年 2 月 2 日から施行する。

(入札参加資格の審査に関する経過措置)

2 この通知による改正後の入札参加資格審査に関する運用基準(以下「新基準」という。)

第 3 条関係第 2 号及び別表 1 (解体の項及び備考に限る。) の規定は、平成 31 年 5 月 1 日から適用する入札参加資格の審査について適用し、同日前に適用が終了する入札参加資格の審査については、なお従前の例による。

(舗装工事に関する経過措置)

- 3 秋田県建設工事入札制度実施要綱の一部改正について（平成30年2月2日建政－1270）附則第5項の規定により同要綱による改正後の秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日監－134）第4条第1項の規定による入札参加資格の審査の申請とみなされる申請は、新基準の規定（前項の規定により平成31年5月1日から適用される規定にあっては、同項の規定によりなお従前の例によることとされた規定）により審査を行う。

(別表1)

有 資 格 技 術 者 の 保 有 基 準

※ () 内はうち1級の人数

工種	有資格技術者	等級	平成29・30年度適用	平成31・32年度適用
一般土木	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(土木)	A B C	10名(4名)以上 5名(1名)以上 3名以上	10名(4名)以上 5名(1名)以上 3名以上
法 面	のり面施工管理技術者	A	1名以上	1名以上
建築一式	1級建築士・2級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士(建築)	A B C	10名(4名)以上 5名(1名)以上 3名以上	10名(4名)以上 5名(1名)以上 3名以上
電 気	1級・2級電気工事施工管理技士 電気主任技術者・電気工事士	A B	6名(2名)以上 3名以上	6名(2名)以上 3名以上
給排水	1級管工事施工管理技士 2級管工事施工管理技士	A B	6名(2名)以上 3名以上	6名(2名)以上 3名以上
鋼構造物	1級土木施工管理技士・1級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士(躯体)	A B	4名(2名)以上 3名以上	4名(2名)以上 3名以上
舗 装	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(土木) 1級舗装施工管理技術者 2級舗装施工管理技術者	A B	10名以上 (1級土木4名以上) (舗装2名(1級1名)以上) 5名以上 (1級土木1名以上) (舗装1名以上)	10名以上 (1級土木4名以上) (舗装2名(1級1名)以上) 5名以上 (1級土木1名以上) (舗装1名以上)
一般塗装	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装) 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士(仕上げ) 1級・2級塗装技能士(建築塗装又は鋼橋塗装)	A B	5名(2名)以上 3名以上	5名(2名)以上 3名以上
路面標示	路面標示施工技能士	A	2名以上	2名以上
造 園	1級造園施工管理技士 2級造園施工管理技士	A B	5名(2名)以上 3名以上	5名(2名)以上 3名以上

解体	1 級土木施工管理技士 2 級土木施工管理技士（土木） 1 級建築施工管理技士 2 級建築施工管理技士（建築） 2 級建築施工管理技士（躯体） 解体工事施工技士	A		3 名以上 （解体工事施工技士 2 名以上）
----	---	---	--	---------------------------

備考

- 1 各工種ごとに、建設業法で規定する建設業の種類別技術者資格要件に合致する技術士は 1 級扱いとする。
- 2 資格審査を受けようとする工種が解体である場合にあっては、1 級土木施工管理技士、2 級土木施工管理技士（土木）、1 級建築施工管理技士及び 2 級建築施工管理技士（躯体）は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年国土交通省令第 83 号）附則第 4 条の規定により解体工事業に関し建設業法第 7 条第 2 号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者とみなされる者を含む。
- 3 資格審査を受けようとする工種が解体である場合にあっては、2 級建築施工管理技士（建築）のうち平成 27 年度までに実施された技能検定の合格者は、登録解体工事講習又は当該技能検定に合格後解体工事に関し 1 年以上の実務経験がある者とする。